

令和 7 年 11 月 吉日

お客様各位

**【重要・再掲】ハウス B/L 情報報告義務周知のお願い  
及び SPD・HLD 受信時における弊社対応に関するご案内**

平素より弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

ハウス B/L 未報告(報告遅延を含む)による日本国税関当局からの SPD(船卸一時停止)受信時の弊社対応を再度下記の通りご案内いたしますので、何卒ご協力の程よろしくお願い致します。

記

**ハウス B/L 情報報告義務周知のお願い**

平成26年3月より、テロ対策等国際的な物流セキュリティ強化の観点から出港前報告制度(以下、「本制度」という。)を導入していますが、特に利用運送事業者(以下、「NVOCC」という。)に対し報告を義務付けているハウスB/Lを基にした積荷情報について、未報告や報告内容の不備等が依然として散見される状況にあります。報告期限までに報告がなされなかった場合には、船卸港を管轄する税関から船卸の許可を受けなければ当該貨物を日本で船卸することはできません。

日本側 NVOCC(荷受人)様におかれましては、積地側 NVOCC(荷送人)様に対して早期報告の周知徹底を改めてお願い致します。

また、財務省税関局より本年3月発行されている NVOCC 向けリーフレット(別紙)もご参照ください。特に日本の長期休暇となる期間及びその前後においてはご留意願います。また万が一荷送人様側から報告が無い場合は荷受人様側でのご対応を重ねてお願い致します。

**出港前報告制度(SPD)受信時の対応について**

当該期間中に本邦に入港する本船に船積みされている貨物で、日本国税関当局よりハウス B/L 未報告による事前通知 SPD(船卸一時停止)を受けた貨物は、船卸許可が確認出来ない限り国内の港で荷卸をせずに発地に積戻し、若しくは他外国の港までの揚地変更とさせていただきます。貨物の到着・引き渡し大幅に遅れる事と併せ当該手配により発生した諸費用は全額日本側 NVOCC(荷受人)様に一旦ご請求させていただきますこと、予めご了承願います。

\*ハウス B/L の登録不備に伴う事前通知 HLD(ホールド)が発せられた場合も船卸許可を確認出来ない限り SPD と同様の対応とさせていただきます。

弊社として、法令を順守し、お客様からお預かりした積荷を滞りなくお引渡しする為、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上